

4月からスタート

後期高齢者医療制度



75歳以上のすべての人が加入する新しい医療保険制度です。

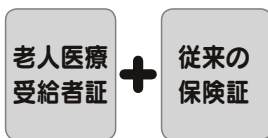
平成20年4月から、75歳以上の人を対象とする「後期高齢者医療制度」がはじまります。現在、みなさんが加入されている医療保険は、国民健康保険や職場の健康保険など様々ですが、4月からは75歳以上のすべての人（一定の障がいのある65歳以上の人で広域連合の認定を受けた人も含みます）が「後期高齢者医療制度」に加入することになります。この新しい保険制度が始まると、保険証や保険料の納め方が以下のように変わります。

保険証が変わります | 新しい保険証は一人一枚。3月中にお手元に届きます。

●保険証は一人に一枚

「後期高齢者医療制度」に加入すると、一人につき一枚の保険証（後期高齢者医療被保険者証）が交付されます。また、4月以降は老人医療受給者証は不要となりますので、75歳以上で、これまで老人医療受給者証と保険証をあわせて使用していた人も、4月以降は、新しい保険証一枚で受診できます。

【3月まで】



【4月から】



●3月中にご自宅に郵送します



保険証は3月中旬からご自宅宛に配達記録郵便で送付します。3月末までに留守等で配達できなかった保険証は、郵便局から市役所に戻ってきますので、3月中に受け取れなかった人は市役所にお問い合わせください。

※4月以降に75歳となる人については、誕生日までに送付します。

※「限度額適用・標準負担額減額認定証」については、保険証と同封、「特定疾病療養受療証」については、別途普通郵便でそれぞれ対象者に送付します。

保険料の納め方 | 「特別徴収」と「普通徴収」の2種類の納め方があります。

「後期高齢者医療制度」では、一人ひとり個別に保険料がかかり、その納め方は年金額によって変わります。年額18万円以上の年金を受け取っている人は、原則として、年金から保険料が天引きされ（特別徴収）、それ以外の人は納付書で納めていただきます（普通徴収）。

●年金から天引き（特別徴収）

【対象】 年金額が年額18万円以上の人
※介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金額の2分の1を超える人は除きます。

【納め方】 年6回の年金支払い時に、年金の受給額からあらかじめ差し引かれます。

【仮徴収と本徴収】 特別徴収の場合、4月から8月までは前々年の所得で算定した仮の保険料を徴収します。その後、前年所得を確定し、10月以降の残り3期で本来の年間保険料を徴収するよう調整します。

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月

●納付書で納める（普通徴収）

【対象】 特別徴収されない人

【納め方】 送付される納付書で納めます。

※普通徴収の人については、7月に年間保険料が決定した後に「保険料額決定通知書」と「納付書」が送付されます。7月から翌年3月までの9回の納期で保険料をお支払いいただきます。

※年度途中に保険料の更正があった場合などは、「特別徴収」から「普通徴収」への変更や「特別徴収」と「普通徴収」の併用が行われることもあります。